

配 賦 整 理 書

UQ コミュニケーションズ株式会社

1. 営業収益

(1) データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務。以下「データ伝送役務」という。）について、それぞれ個別に集計しております。

2. 営業費用

(1) データ伝送役務について、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しております。

(2) 電気通信事業と電気通信事業以外とに関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しております。

3. 営業費用の役務別配賦基準

該当事項はありません。

4. 営業費用の役務別配賦手順

該当事項はありません。

5. 固定資産

(1) データ伝送役務、及び電気通信事業以外の事業について、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しております。

(2) 電気通信事業と電気通信事業以外とに関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しております。

6. 固定資産の設備別及び役務別配賦基準

該当事項はありません。

以上